

身体的条件が、車椅子の方でなければとか、身体障害者手帳取得の有無には何ら関係がありません。また、デイサービスへの通所は、介護保険では施設の送迎車利用が基本にされていますから、デイサービスへの移入は出来ません。

- ①介護保険認定で介護度が出ている人（要支援から要介護5までの方）に利用出来ます。
- ②ケアプラン上、車を使つての通院介助が必要と認められ、ケアプランに組み込まれた方にサービス利用が出来ます。
- ③利用料は、通常の通院介助ケアを受けた時と同じです。
- ④介護保険利用での車移動は、通院にのみ限定されています。

介護保険を利用して、車で通院介助を受けるサービスがありますが、利用基準が曖昧にしか利用者が利用者さんから、どうもよく分からないとお問い合わせをいたしましたので、利用基準と利用の範囲を改めてまとめてみました。

◆ 利用基準と範囲

介護保険を利用して、車で通院介助を受けるサービスがありますが、利用基準が曖昧にしか利用者が利用者さんから、どうもよく分からないとお問い合わせをいたしましたので、利用基準と利用の範囲を改めてまとめてみました。

介護保険を利用して、車で通院介助を受けるサービスがありますが、利用基準が曖昧にしか利用者が利用者さんから、どうもよく分からないとお問い合わせをいたしましたので、利用基準と利用の範囲を改めてまとめてみました。

◆ 利用基準と範囲

身体的条件が、車椅子の方でなければとか、身体障害者手帳取得の有無には何ら関係がありません。また、デイサービスへの通所は、介護保険では施設の送迎車利用が基本にされていますから、デイサービスへの移入は出来ません。

介護保険下では、以上の状況が実態です。先月の当会報裏面で申し上げておりますように、介護保険での移送サービスは生活を支えるサービスになっています。介護保険では単独での移送サービスではありません。介護保険では、車椅子の方でなければとか、身体障害者手帳取得の有無には何ら関係がありません。また、デイサービスへの通所は、介護保険では施設の送迎車利用が基本にされていますから、デイサービスへの移入は出来ません。

1月27日付の朝日新聞報道によれば、国土交通省は病院、百貨店、劇場などのバリヤフリー化を「努力規定」から「義務規定」に強化することを開会中の通常国会に改正案を提出するとのことです。しかし、いくら、バリヤフリーになつても、具体的にその場所へ移動が可能になるわけではありません。

当会では、具体的な移動を助け合い活動の移送サービスとして行っていますが、不足しているのが実情です。運転ボランティアの輪を広げたいと思っていますので、皆さんご参加ください。

動利用も基本的に認められていないことがあります。まして、買い物等通院以外のことでの利用は勿論出来ないのが今どきの実情です。

県の指定を受けた介護保険の訪問介護事業所で、陸運局のタクシー営業許可証を取得している事業所が、車を使つての通院介助を身体介護で行なうことがあります。介護保険では単独での移送サービスではありません。

介護保険下では、以上の状況が実態です。先月の当会報裏面で申し上げておりますように、介護保険での移送サービスは生活を支えるサービスになっています。介護保険では単独での移送サービスではありません。

1月25日の中日新聞によれば、この程、県内に排泄ケア研究会が発足したとのこと。尿失禁の症状がある高齢者に適切なケアがされていない現状に鑑み、「排泄障害の専門知識を持つた医師が、真剣におむつ外しなどに取り組めば、寝たきりを大幅に減らすことができる」と言われる愛知排泄ケア研究会を発足させた同会代表大医学部泌尿器科・大島伸一教授。これまで介護現場の多くは、失禁タイプを区別出来ないため、タイプに関係なく、失禁があれば即おむつ着用という対処がされているといいます。

同会では、排泄機能指導士のような専門家を養成し、適切な診断をし、おむつ外しをしていきたいというもの。同研究会への入会や問い合わせは名古屋大学医学部泌尿器科後藤さん052-744-2984。

愛知排泄ケア研究会発足

No. 26 チエック介護保険

◆ 車での通院について

◆ 介護保険で利用出来る

◆ 介護保険認定で介護度が出て

いる人（要支援から要介護5

までの方）に利用出来ます。

◆ どんな事業者が行う？

◆ 生活を支える移送

◆ 介護保険で利用出来る

◆ 介護保険認定で介護度が出て

いる人（要支援から要介護5

までの方）に利用出来ます。

◆ 介護保険で利用出来る

◆ 介護保険認定で介護度が出て